

私達の生活になくはならない水道を、みんなに理解してもらうため、第二回水道週間が六日から十二日まで全国で行われています。水ほど私達の生活に密接な関係を持つものはありません。

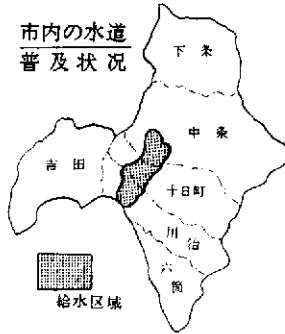
水道週間

6月6日◆12日

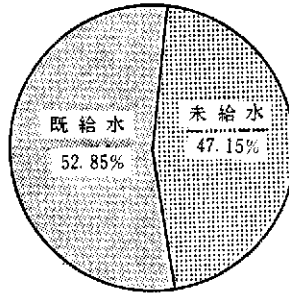
これからは伝染病が流行するシーズンですが、水道水は伝染病を予防するばかりでなく、日常生活を健康明瞭なものにし文化生活に大切な役割を果たします。一人でも多く水道を利用しましょう。



市内の水道普及状況



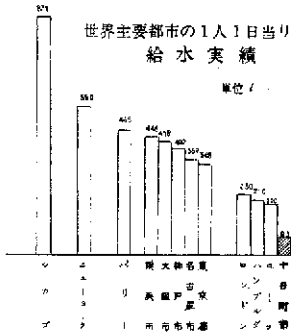
給水普及率



水道で今日も
明るい台所

消火栓

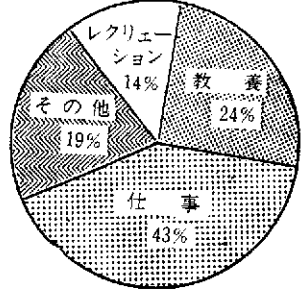
火事の際には威力を発揮します



みんなて手を洗いましょう

節約された時間の利用

水道を布設することによってこれまで遠い所から水を運ぶために使っていた時間を他の仕事や教養に活用できるようになります。(節約された時間を100として、どの方面にどれだけ活用されているのかの割合を示す) 又水道を引いたことにより、その結果おのずから台所や風呂を改善することになり、つまり生活改善が自然のうちに行われます。

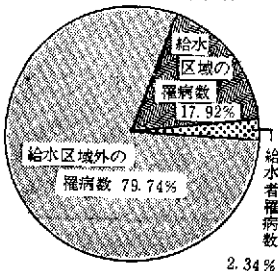


水道がないため、井戸水や川水を使っている人々は約5千万人(54%)もいます。早く水道を引いて明るく健康な生活が出来るようにしましょう。

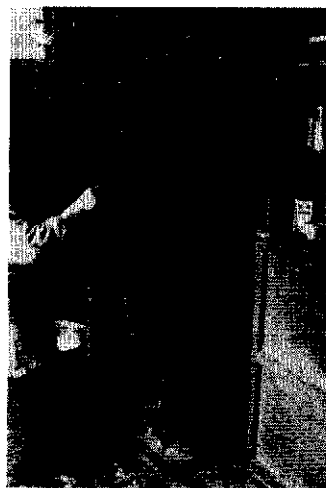
水くみの苦勞をなくしよう



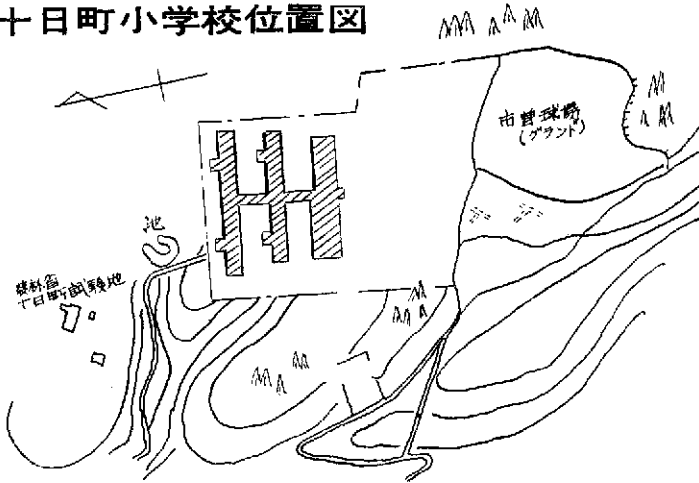
過去3年間の水道と伝染病との関係



水道は私達を伝染病から守ってくれます。十日町市は水道布設以前赤痢がよく流行しましたが、水道が入つてから急速に減少しております。左の図は過去3年間の水道と伝染病との関係をあらわしたものです。給水区域外の罹病者は80%給水区域域内では18%又水道を使っている者はわずかに二・三%という低率でよい水によって伝染病の発生がいはじめるしく減つたこととなります。



十日町小学校位置図



補助起債の見通しつく
来月上旬に着工
六箇二つの小学校

十日町市立の二つの小学校の補助起債の見通しがつきました。市立第一小学校の補助起債は、約八百六十万二千五百円、市立第二小学校の補助起債は、約四百六十万円の見込みです。この補助起債は、来月上旬に着工し、六箇二つの小学校の建設が完了する予定です。

忘れないように
六月十日は大火記念日

六月十日は、十日町市が大火に襲われた日です。この大火は、市街の大部分を焼失し、多くの犠牲者を出しました。この日を記念し、毎年六月十日には大火記念日として、消防団や市民有志が防火活動を行います。

春蚕四眼おき後の
取扱

春蚕四眼おき後の取扱については、以下の通りです。四眼おき後の蚕は、適切な管理のもとで飼育し、繭の生産を促進する必要があります。また、繭の品質を向上させるための対策も重要です。

火の用心

火の用心は、日常生活において最も重要なことです。特に、電気製品の使用や、調理中の火の取り扱いには、十分な注意を払う必要があります。火災予防のためには、消火器の設置や、防火対策の実施が不可欠です。

水稻の新しい奨励品種

稲作の奨励品種として、新しい品種が発表されました。この品種は、従来の品種に比べて、収穫量が増加し、品質も向上しています。また、病害虫に対する抵抗力も強いという特徴があります。農業者は、この新しい品種を積極的に導入し、生産性を高めることが期待されます。

調理師講習会
申込は六月二十五日まで

氏名	年齢	性別	職業	住所
山田 太郎	25	男	無職	十日町市中央
佐藤 花子	28	女	主婦	十日町市南
田中 一郎	30	男	学生	十日町市北
鈴木 健二	32	男	会社員	十日町市東
高橋 美穂	35	女	主婦	十日町市西

中小企業の設備資金貸付

中小企業の設備近代化資金貸付制度の概要は以下の通りです。この制度は、中小企業が設備近代化のために必要とする資金を貸付するものです。貸付期間は、原則として1年以上5年以下と定められています。また、貸付利率は、年利四分とされています。

項目	内容
(1) 根拠法規	中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第一五〇号)
(2) 貸付対象の要件	業種、業態、生産額、労働力等に関する要件
(3) 貸付対象の業種	製造業、建設業、運輸業、商業、サービス業
(4) 貸付利率	年利四分
(5) 貸付額の範囲	一企業当たり原則として一〇〇万円以内
(6) 償還方法	貸付期間、元金、利息の返済方法
(7) 担保	物的担保、人的担保の要件
(8) 連帯保証人	保証人の要件
(9) 借入方式	借入の手続き
(10) 借入期間	借入期間の範囲

十日町市営公益質舗貸付

十日町市営公益質舗貸付の規程は以下の通りです。この制度は、市民が質舗を借りて、生活必需品を質入れし、現金を借り出すことを目的としています。貸付期間は、原則として1年以上5年以下と定められています。また、貸付利率は、年利四分とされています。

